



大阪南労働基準監督署発表
令和8年7月15日

【照会先】

大阪南労働基準監督署
電話06-7688-5580

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(プレス機械に法定の安全装置を取り付ける等の措置を講じていなかった疑い)

令和8年7月15日、大阪南労働基準監督署(署長 しおじりただし 塩尻 公)は、大松工業株式会社及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) だいまつこうぎょう 大松工業株式会社(以下「被疑会社」という。)
所在地：大阪市平野区平野北2丁目
事業内容：金属プレス製品製造業
- (2) 同社代表取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条反等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第131条第2項、第3項

同法第27条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社労働者の安全管理を行う者ですが、令和7年12月26日、被疑会社工場内において、労働者Bにプレス機械を使用して金属材料の面取り加工作業を行わせるに際し、同プレス機械の停止性能に応じた性能を有する安全装置を取り付ける等必要な措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年12月26日、被疑会社工場内において、金属材料の面取り加工作業を行うためプレス機械の調整作業に従事していた労働者Bの手がプレス機械に挟まれ、指3本を切断するという災害が発生しました。
- (2) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二～三 (略)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(プレス等による危険の防止)

(プレス等による危険の防止)

第百三十一条 事業者は、プレス機械及びシヤー(以下「プレス等」という。)については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。

- 2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。
- 一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。
- 二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあつては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。
- 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。
- 3 前二項の措置は、行程の切替えスイッチ、操作の切替えスイッチ若しくは操作ステーションの切替えスイッチ又は安全装置の切替えスイッチを備えるプレス等については、当該切替えスイッチが切り替えられたいかなる状態においても講じられているものでなければならない。